

4. 施行期日・政令

(厚生労働省組織令の一部改正)
 第六條 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
 第六十五條第一号及び第六十六條第一号中「型式検代行機関」を「登録型式検代機関」に改める。

附則

(施行期日)
 第一條 この政令は、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律(以下「法」という。)の施行の日(平成十六年三月三十一日)から施行する。

(労働安全衛生法の一部改正に伴う経過措置)
 第二條 法第四條の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十四條、第三十八條第一項第一号、第四十一條第二項、第四十四條第一項、第四十四條第二項、第六十一條第一項又は第七十五條第三項の規定による指定を受けている者が行うべき法第四條の規定の施行の日の属する事業年度の事業報告書及び収支決算書の作成並びにこれらの書類の厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対する提出については、なお従前の例による。
 (作業環境測定法の一部改正に伴う経過措置)
 第三條 法第五條の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第五條又は第四十四條第一項の規定による指定を受けている者が行うべき法第五條の規定の施行の日の属する事業年度の事業報告書及び収支決算書の作成並びにこれらの書類の厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対する提出については、なお従前の例による。

(危険物の規制に関する政令の一部改正)
 第四條 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。
 第二條 第一項第四号中「労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十二條第二号に掲げる機械等又は同令第十三條第八号若しくは第二十四号」を「労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第二第二号若しくは第四号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十二條第一項第二号」に改める。
 第十三條第一項第六号中「労働安全衛生法施行令第十二條第二号に掲げる機械等又は同令第十三條第八号若しくは第二十四号」を「労働安全衛生法別表第二第二号若しくは第四号に掲げる機械等又は労働安全衛生法施行令第十二條第一項第二号」に改める。
 (工業標準化法第六十九條の二第一項の主務大臣等を定める政令の一部改正)
 第五條 工業標準化法第六十九條の二第一項の主務大臣等を定める政令(平成十二年政令第二百九十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「こと」を「事項」に改め、同条第一号中「労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十二條及び第十三條」を「労働安全衛生法別表第二に規定する機械等(労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十三條第四項及び第五項の規定により同表に規定する機械等)に含まれないこととなるものを除く。」並びに同令第十二條第一項及び第十三條第三項に、「労働安全衛生法」を「同法」に改める。

総務大臣 麻生 太郎
 厚生労働大臣 坂口 力
 経済産業大臣 中川 昭一
 内閣総理大臣 小泉純一郎

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年十二月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第五百三十四号
 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
 内閣は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。
 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十七年四月一日とする。

内閣総理大臣 小泉純一郎
 総務大臣 麻生 太郎
 財務大臣 谷垣 禎一
 文部科学大臣 河村 建夫
 厚生労働大臣 坂口 力
 農林水産大臣 亀井 善之
 経済産業大臣 中川 昭一
 環境大臣 小池百合子

薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽
 平成十五年十二月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第五百三十五号
 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
 内閣は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。
 (薬事法施行令の一部改正)
 第一條 薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)の一部を次のように改正する。
 第一條(見出しを含む)中「医療用具」を「医療機器」に改める。
 第十七條中「医療用具」を「医療機器」に、「もつばら」を「専ら」に、「第二條第一項」を「第四十四條第一項」に、「第四條の三」を「第四十八條」に改め、同条を第八十三條とし、第十六條の三を第八十二條とし、第十六條及び第十六條の二を削る。
 第十五條の四第一項第一号中「薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて製造する医薬品の製造に係る法第十二條第二項及び第十八條第一項」を「薬局製造販売医薬品の製造販売に係る法第十二條第一項並びに第十四條第一項、第九項及び第十項」に改め、同項第二号中「前号の医薬品であつて、厚生労働大臣の指定する有効成分以外の有効成分を含有しないもの」を「薬局製造販売医薬品」に、「第十四條第一項及び第七項」を「第十三條第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)」に改め、同項第三号中「第一号の医薬品の」を「薬局製造販売医薬品の製造販売業者及び」に、「第十九條」を「第十九條の三」に、「前号の医薬品の製造に係る法第七十四條の二」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に係る法第十四條の九第一項に規定する権限に属する事務
 第十五條の四第二項を次のように改める。
 第二項 前項に掲げるもののほか、次に掲げる厚生労働大臣の権限に属する事務は、第一号、第二号、第五号、第六号及び第八号に掲げる権限に属する事務についてはこれらの号に規定する医薬品等を製造販売しようとする者の総括製造販売責任者(法第十七條第二項に規定する総括製造販売責任者をいう。)がその業務を行う事務所の所在地の都道府県知事が、第三号、第四号及び第七号に掲げる権限に属する事務については製造所又は事業所の所在地の都道府県知事が行うこととする。ただし、厚生労働大臣が第二号及び第四号に掲げる権限に属する事務(法第七十二條第一項及び第二項、第七十二條の三、第七十三條並びに第七十五條第一項に規定するものに限る。)並びに第六号に掲げる権限に属する事務を自ら行うことを妨げない。